

国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|---|---|--|
| <p>目次 (略) 第2章 育児休業等 第1節 育児休業(第2条―第15条) (新設) (略) 本則 (略) 第2章 育児休業等 第1節 育児休業 (育児休業期間の終了) 第6条 育児休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日(第8号から第9号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日)をもって終了する。 (1)～(8) (略) (9) 育児休業をしている職員が新たに育児休業又は介護休業を取得したとき。 (10) (略) 2・3 (略) (育児休業の申出回数) 第7条 育児休業の申し出は、一子につき1回限り(当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日ま</p> | <p>目次 (略) 第2章 育児休業等 第1節 育児休業(第2条―第15条) <u>第1節の2 出生時育児休業(第15条の2―第15条の11)</u> (略) 本則 (略) 第2章 育児休業等 第1節 育児休業 (育児休業期間の終了) 第6条 育児休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日(第8号から第9号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日)をもって終了する。 (1)～(8) (略) (9) 育児休業をしている職員が新たに育児休業、<u>出生時育児休業</u>又は介護休業を取得したとき。 (10) (略) 2・3 (略) (育児休業の申出回数) 第7条 育児休業の申出は、一子につき2回まで(当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで</p> | <p>育児・介護休業法の改正により、出生時育児休業の創設、育児休業の分割取得を可能とするための改正。</p> |

で(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に職員が当該子を養育するためにした最初の申し出によりする育児休業を除く。)とする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

2 (略)

(新設)

(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に職員が当該子を養育するためにした最初の申出によりする育児休業を除く。)とする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

2 (略)

第1節の2 出生時育児休業

(出生時育児休業)

第15条の2 この規程において、「出生時育児休業」とは、産後休暇を取得していない職員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護する者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者、及び同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。第32条を除き、以下同じ。)と同居し、養育するためにする休業をいう。

(出生時育児休業の申出)

第15条の3 出生時育児休業を取得しようとする職員は、出生時育児休業を開始しようとする期間の初日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該出生時育児休業開始予定日の2週間前の日までに出生時育児休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

2 申出の時点において、出生時育児休業に係る子が出生していない場合にあつては、当該子の出生後2週間以内に出生時育児休業対象児出生届に必要な証明書類を添付して届けなければならない。

3 第1項の申出において、出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業の申出があつた日の翌日から1月に満たない場合には、学長は職員が希望する出生時育児休業開始予定日と申出があつた日の翌日から起算して1月を経過する日までの間のいずれかの日を指定することができる。

4 次の各号の一に該当する事由が生じた場合で、出生時育児休業開始予定日が申出のあつた日の翌日から1週間に満たないときは、学長は職員が希望する出生時育児休業開始予定日と申出のあつた日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日を指定することができる。

(1) 出産予定日前に子が出生したこと。

(2) 配偶者が死亡したこと。

(3) 配偶者が負傷、疾病、又は精神若しくは身体の障害により自ら出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。

(4) 配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。

(5) 出生時育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

5 学長は、出生時育児休業の申出があった場合には、当該出生時育児休業を申し出た職員に出生時育児休業取扱通知書を速やかに交付しなければならない。

(出生時育児休業期間)

第15条の4 出生時育児休業の期間は、原則として子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週までの間のうち4週間を限度として、出生時育児休業申出書に記載した期間とする。

(出生時育児休業期間の終了)

第15条の5 出生時育児休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、出生時育児休業はその事由が生じた日(第8号から第9号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

(1) 出生時育児休業終了予定日が到来したとき。

(2) 出生時育児休業に係る子が出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間に達したとき。

(3) 出生時育児休業に係る子が死亡したとき。

(4) 出生時育児休業に係る子が養子の場合で、離婚や養子縁組を取消したとき。

(5) 出生時育児休業に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しないこととなったとき。

(6) 負傷、疾病、又は精神若しくは身体の障害により自ら出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難になったとき。

(7) 出生時育児休業に係る子が特別養子縁組の監護期間中の場合で、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、又は出生時育児休業に係る子が養子縁組里親に委託されている場合で、養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。

(8) 出生時育児休業をしている職員が産前産後休暇となったとき。

(9) 出生時育児休業をしている職員が新たに育児休業又は介護休業を取得したとき。

(10) その他出生時育児休業に係る子が出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間に達するまでの間、その子を養育することができない状態となったとき。

2 前項(第1号を除く。)に該当することとなった職員は、必要に応じて、証明書類を養育状況変更届に添付して、遅滞なく学長に届け出なければならない。

3 学長は、職員が第1項第1号に該当した場合及び前項の届出内容の事実を確認後、職員に出生時育児休業終了確認通知書を交付しなければならない。

(出生時育児休業の申出回数)

第15条の6 出生時育児休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。

(出生時育児休業終了予定日の変更)

第15条の7 出生時育児休業の申出をした職員は、出生時育児休業終了予定日の2週間前の日までに出生時育児休業期間変更申出書で学長に申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日を1回の休業につき1回に限り、出生時育児休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者と別居したことその他の出生時育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該出生時育児休業に係る子について出生時育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなるときは、再度の申出ができるものとする。

3 学長は、第1項の申出があった場合には、当該職員に出生時育児休業期間変更通知書を速やかに交付しなければならない。

(出生時育児休業中の身分等)

第15条の8 出生時育児休業をしている職員は、職員としての身分(出生時育児休業申出をしたとき占めていた職名を含む。)を保有するが、職務に従事しない。

2 前項の規定にかかわらず、出生時育児休業期間中に、業務上の必要により配置換え等を行うことがある。

(出生時育児休業中の給与)

第15条の9 出生時育児休業している期間については、給与を支給しない。

(職務復帰)

第15条の10 職員は、出生時育児休業を取得している事由が消滅した場合、及び出生時育児休業の期間が終了した場合には、職務に復帰するものとする。

(出生時育児休業申出の撤回)

第15条の11 出生時育児休業の申出をした職員は、出生時育児休業開始予定日の前日までに、出生時育児休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、出生時育児休業申出を撤回することができる。

2 学長は、前項の申出があった場合には、職員に出生時育児休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

3 第1項による撤回は、撤回1回につき休業を1回したものとみなし、みなしを含めて2回休業した場合は、当該出生時育児休業申出に係る子については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、同一の子について再度の出生時育児休業を申し出ることとはできない。

(1) 配偶者の死亡

(2) 配偶者が負傷、疾病、又は精神若しくは身体の障害により自ら出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難になったとき。

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。

(4) 出生時育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

4 出生時育児休業の申出がされた後、出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じたときは、当該出生時育児休業申出は、されなかったものとみなす。

(1) 出生時育児休業申出に係る子が死亡したとき。

(2) 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合で、離縁又は養子縁組を取消したとき。

| | | |
|--|---|--|
| | <p><u>(3) 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした職員と当該子が同居しないこととなったとき。</u></p> <p><u>(4) 負傷、疾病、又は精神若しくは身体の障害により自ら出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難になったとき。</u></p> <p><u>(5) 出生時育児休業に係る子が特別養子縁組の監護期間中の場合で、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、又は出生時育児休業に係る子が養子縁組里親に委託されている場合で、養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。</u></p> <p><u>5 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、養育状況変更届により学長に届け出なければならない。</u></p> | |
|--|---|--|

附 則（令和4年10月1日規程第47号）
この規程は、令和4年10月1日から施行する。